

財務省告示第三百四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年八月三十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 行価 格日
利付国庫債券（二十年）（第九十 六回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で八百四十三億円	八百三十九億千二百二十二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年八月三十一日 額面金額百円につき九十九円五 十四銭

十一 利率
 年二・一パーセント
 に日本郵政公社は、払込金額
 に加え、次の算式により算出し
 た金額を第十八号に規定する期
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{72}{365}$$

十三 初期利子
 平成十九年十二月二十日を払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎を六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成三十九年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年八月三十一日
 十八 払込期日
 十七 元利支
 十六 償還金額
 十五 償還期限
 十四 第二期利子